○文部科学省告示第五十九号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条各号に規定する事務（同条第一号に規定する援助に関する事務を除く。）の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年文部科学省令第十号）第三条及び第四条の規定に基づき、同令第三条の文部科学大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに同令第四条の文部科学大臣が定める帳票要件の標準の様式及び細目並びに実装区分及び適合基準日を次のように定める。

令和八年三月二十五日

文部科学大臣　松本　洋平

（機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日）

第一条　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条各号に規定する事務（同条第一号に規定する援助に関する事務を除く。）の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（以下「省令」という。）第三条の文部科学大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日は、別表第一のとおりとする。

（帳票要件の標準の様式及び細目並びに実装区分及び適合基準日）

第二条　省令第四条の文部科学大臣が定める帳票要件の標準の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　省令第四条第一号に掲げる学齢簿記載事項異動通知書　第一号様式

二　省令第四条第二号に掲げる転入学通知書　第二号様式

三　省令第四条第三号に掲げる就学義務猶予免除通知書　第三号様式

四　省令第四条第四号に掲げる就学校変更申請書　第四号様式

五　省令第四条第五号に掲げる就学校変更許可通知書　第五号様式

六　省令第四条第六号に掲げる区域外就学申請書　第六号様式

七　省令第四条第七号に掲げる区域外就学協議書　第七号様式

八　省令第四条第八号に掲げる区域外就学承諾書　第八号様式

九　省令第四条第九号に掲げる区域外就学許可通知書　第九号様式

十　省令第四条第十号に掲げる新設校入学通知書・廃校に伴う入学通知書　第十号様式

十一　省令第四条第十一号に掲げる入学予定通知書　第十一号様式

十二　省令第四条第十二号に掲げる学校選択制案内書　第十二号様式

十三　省令第四条第十三号に掲げる学校選択制調査書（小学校）　第十三号様式

十四　省令第四条第十四号に掲げる学校選択制調査書（中学校）　第十四号様式

十五　省令第四条第十五号に掲げる健康診断通知書（Ａ四判）　第十五号様式

十六　省令第四条第十六号に掲げる健康診断通知書（葉書）　第十六号様式

十七　省令第四条第十七号に掲げる健康診断票　学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）第一号様式

十八　省令第四条第十八号に掲げる健康診断予備調査票　第十七号様式

十九　省令第四条第十九号に掲げる健康診断結果通知書　第十八号様式

二十　省令第四条第二十号に掲げる小学校入学通知書（Ａ四判）　第十九号様式

二十一　省令第四条第二十一号に掲げる小学校入学通知書（葉書）　第二十号様式

二十二　省令第四条第二十二号に掲げる中学校入学通知書（Ａ四判）　第二十一号様式

二十三　省令第四条第二十三号に掲げる中学校入学通知書（葉書）　第二十二号様式

二十四　省令第四条第二十四号に掲げる就学校変更満了通知書　第二十三号様式

二十五　省令第四条第二十五号に掲げる区域外就学満了通知書　第二十四号様式

二十六　省令第四条第二十六号に掲げる外国人出入国照会書　第二十五号様式

二十七　省令第四条第二十七号に掲げる外国籍児童への就学案内　第二十六号様式